

## 徳島県規則第二十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。